

「棄兵」たちの戦後史（下）

—「加害者」である「被害者」として—

石田隆至・張 宏波

〈目次〉

第一回

「洗脳」言説を超えて加害認識を伝える

— 戦犯作家・平野零児の語りを通じて —

連載にあたって

一、加害の語りを受け止めようとしめない社会

二、知識人戦犯が直面した課題

三、「ありのまま」伝えることの困難

四、帰国までの歩み

五、「認罪」という経験をどう伝えるか

六、「洗脳」批判を無効化する試み

七、礼讃でも全否定でもなく

第二回

「棄兵」たちの戦後史（上）

— 「認罪」経験の二つの捉え方 —

はじめに

一、前史としての山西残留

二、「認罪」に至る二つの段階

三、残留終焉後の各地での収容期

四、永年軍事訓練団収容期

（一）労働・学習から罪の自白へ

（二）「坦白」が進まなかった直属中隊

（三）中国側は何を問うたのか

五、太原戦犯管理所収監期

（一）永年訓練団との落差

（二）取り調べと人員不足

（三）認罪の過程

六、宙に浮いた「身分」

山西省に残留して国共内戦に加担し、降伏後に抑留された日本兵らは戦犯に問われたが、八名を除いて起訴免除・即日釈放となった。西陵農場から二回（一九五三年一〇月に百数十名、五四年九月に四一七名）、太原戦犯管理所から三回（一九五六年七月〜九月に計二二〇名）に分けて帰国した。有期刑を科された八名も撫順戦犯管理所に移管された後、一九六四年までに順次帰国した。

太原や西陵での認罪経験に基づき、平和のために後半生を捧げようという決意をもって帰国した元残留兵らを待ち受けていたのは、予期せぬ「身分問題」だった。舞鶴で出迎えた厚生省引揚援護局の職員は、彼らは軍人としての「復員」ではなく、「一般邦人」としての扱いだと説明した。兵籍上は「現地除隊」になっていたのである。そのため、関東軍の引揚者らと違って軍人恩給の申請資格もないと告げられた。

しかし、彼らは敗戦後も戦闘を続けたがゆえに、抑留されて戦犯となったのである。援護局が言うように彼らが既に現地除隊をしていたのであれば、「逃亡兵」あるいは「自願残留」で国共内戦に加担したことになるが、残留兵の大半は「軍命」で残留したと認識していた。実際に、軍として組織的に戦闘を続け、戦死したり重傷を負った兵士も少なくな

い。もちろん、兵士たちは現地除隊の手続きをした覚えもない。誰かが知らぬ間に除隊手続きを取ったことになる。こうした不可解な措置は到底受け入れられなかった。自らと戦死者の名誉のためにも軍人としての「身分」を政府に認めさせるといふ課題に、元戦犯らは突如として直面させられた。五三年に西陵から帰国した柳田武三はこう回想している。

厚生省の職員では話しにならず、そこで東京に於て復員局を始め、厚生省、国会へとその他日中友好協会、又は一統の新聞社等々に行き、吾々の事情を訴え続けて来ましたが、目的を達することもできず、その内吾々各自の生活も苦しくなり一人一人と郷里へかへってゆき、もうこれまでかと思っていた処、第八次（一九五四年九月）の人々が多数西陵から帰国する事を知った。そこで私と菊地一郎さんと二人で舞鶴に行き、湯浅代表（西陵からの帰国者代表の湯浅質治）と話し合い、東京に於て団体名（西陵友の会）を造り政府に交渉する。

七、国会証言

この不可解な対応の意味を明らかにする機会は、西陵からの二回目の引揚者が帰国して一〇日もしないうちに訪れた。引揚者問題を検討する聴聞会で、湯浅質治、桑島璋八、山下正男、佐々木繁男の四名の元戦犯が国会で

参考人として証言した³。元戦犯らは自身の具体的な体験に基づいて、軍命で残留したと全員が証言した。質問者の中には軍隊経験を持つと称する議員もいたが、自願で残留したと決めてかかる質問を繰り返した。議論はすれ違ひのまま、第一軍司令官だった澄田昧四郎を参考人として呼ぶという提案で終わった。この時はまだ、なぜ現地除隊手続きがとられていたのかは、元戦犯らも明確には認識できていなかった。

二年後の五六年夏には、太原組戦犯が相次いで帰国した。一二月三日に再び山西残留者の身分に関する国会審議が行われ、百々和、早坂襲蔵、小羽根建治の太原組戦犯三名および残留兵を残して帰国した澄田司令官、山岡道武第一軍参謀長が参考人として出席した。西陵組に比べて軍内で比較的階級の高い者が多かった太原組の証言は、軍命による残留部隊編成の実態、現地除隊手続きの意図なども明らかにする具体的なものだった。これに対し、山岡は、閻錫山が日本軍を残留させようと密かに工作したところ、それに応じた日本兵がいて、彼らが残留者である、彼らにも帰還命令を出したが、残留したので現地除隊の手続きを取った⁴、という趣旨の証言をした。残留命令を出した軍参謀長が「自願残留」であったと証言したのである。

太原組三名はこれに反発し、自願残留や逃亡ではなく、祖国復興のための残留として上官から編成を命じられたと答え、軍命だった

点を強調した。このように残留が軍命だったか否かをめぐって真つ向から見解が対立したが、山岡は「ものにはいろいろ考えようがあるものだ」と取り合わなかった。

両者の陳述がこれだけ異なる、真相を明らかにするために更なる調査が必要になるが、厚生省は当事者からの調査結果であるとして、「軍の首脳部が（略）残留しろということをして正式に命令することはあり得ないことである（略）事実そうであったと思います」と断言している。また、帰還命令を聞かなかったので残留したという兵士も今のところ見つからないとも答えている。こうしたやりとりを前に、社会党の議員が、混乱期の複雑な状況であるから、杓子定規な対応ではなく柔軟な対応を求めろ⁵という趣旨の発言をしたものの、「現在の法律である以上（対処）できない」と取り合おうとしなかった。

この後も五八年頃までは山西残留問題について何度か国会審議が行われたものの、残留中の戦死者に限って「特別措置」として超法規的に「公務扶助料」を支給することが検討されたのを除けば、残留兵の現地除隊措置が解除されることはなかった。政府・厚生省が澄田・山岡証言に一方的に依拠し「自願残留」を公式見解としたことで、残留兵は再び「棄兵」となった⁶。

その後も元戦犯たちが個別に請願・陳情などの働きかけを継続したケースもあった⁷。ただ、就職難の時代の中で「中共帰り」と偏見

を持たれ、公安警察による妨害などもあり、組織的な運動には至らないまま、八〇年代末まで歳月が流れたと振り返られることが多い。しかし、空白期の史料を検討すると、そうした物理的制約のほかに、身分問題をどう捉えるかをめぐる模索が続いていたことも見えてくる。それらが九〇年代以降の運動の成果と限界を規定する伏線となる。

八、伏線としての空白期

太原組元戦犯と西陵組元戦犯、その他の団体の空白期の動向を会報などを手がかりに概観しておく。

(一) 太原組について

先の国会証言から三年半後の一九六〇年、中帰連太原組は厚生大臣への陳情書を提出しており、そこには全国から四七名の元戦犯が名を連ねている。陳情趣旨には、国会証言後に「政府としてどのような処置も明らかにされておられません」と不満を表明している。

六四年には、残留の首謀者の一人で同年四月に「最後の戦犯」として帰国したばかりの城野宏が、厚生大臣や事務方と折衝したことが記録に残っている。五六年段階の見解を繰り返し聞かされて終わったようである。

なお、城野は六七年に「山西独立戦記」を出版しており、残留軍が軍命に基づいて編成され、自願残留に見せかけるために現地除隊の手続きを採ったことが記されている。当事

者が陰謀的な現地除隊偽装を認めた最初の文献といえる。

一九六四年一二月には「第一回太原関係委員会」が開催された。東京周辺に在住している太原組七名(湯浅謙、沖勇、荻部一郎ほか)が集まり、身分問題について議論している。そこでは、まず国会証言後の元戦犯らの考え方が整理されている。

1. (略) 強制残留とみてみても取り

消しの命令を出したともいわれている。又勝手に残ったものもいる。

2. 復員名簿には現地除隊となっている

し、人民軍による拘留期間の補償はまだしも、閻錫山軍に編入されていた時代はどうにもならないだろう、とあきらめ中帰連からも遠ざかっているものも少なくなかった。

国会証言の結論を覆そうと取り組むことなく、それに従い、諦める人さえいたことが分かる。

同委員会では「多くの事実を出し合って討論した」とした上で、五六年の国会証言段階とは異なる見解を導き出している点に、注視が必要である。それまでは軍の命令で残留したと主張してきたが、実際には澄田や山岡を含めて「終戦の日から我々は捕虜であった」のであり、軍命で残留したというのは「誤認」であった、と記している。

澄田、三浦(三郎中将)、山岡氏らが(略)、我々の犠牲の上に生きのびて帰国

したことは事実であるけれども強制残留させた責任を彼らに追及し軍命で残ったのだとするのは誤りで、我々は、澄田を含めて終戦直後から第二戦区軍(閻錫山軍)に抑留され捕虜となっていたのだということを率直に認め、その意味から我々太原組も今回の補償要求に努力する(後略)。

表面は捕虜と呼ばず「徴用」という言葉で武器を持たされ山西の「修復」に、共産軍との反戦に強制労働以上に奴隷されたと見るのが妥当である。

軍命で残留させられて国共内戦に加担したのではなく、捕虜として抑留されていた際に強制的に国共内戦に駆り出されたのだと、大きく認識を変更している。政府が「自願残留」の立場を変えないという(現実)を前にして、残留の性格を「長期抑留」と位置づけ直し、それに対する補償要求へと運動方針を転換したと読み取ることができる。

しかし、この変更が彼らの加害認識を後退させることになっている点にはそれほど自覚的ではない。残留中の彼らが、祖国復興を理念にして軍組織の体制を保つまま戦闘を継続していた側面を捨象しなければ、「捕虜としての抑留」論を前面に押し出すことができないからである。実際に残留兵らは敗戦前と比べても高い給与を得、階位も三階級特進するなど大幅に優遇され、武装解除されることもなかったため敗戦を意識することなく過ご

すなど、実態は「捕虜」にはほど遠かった。また、日本軍が行った強制労働の残虐性を管理所で反省した彼らが、残留で「強制労働以上に奴役された」と主張するのは事実に対する面さえある。侵略戦争だけでなく国共内戦への加担という「二重の戦争犯罪」という性格にも触れていない。

むろん、現地除隊措置を解除しようとするに政府に一定の責任と補償を認めさせることを優先した運動論的転換ともいえる。しかし、捕虜だったと自己規定すれば、どうして現地除隊手続きが採られ、それを政府も追認するのかといった事実を明らかにすることには繋がらない。澄田・山岡が戦闘中に部下を残して帰国した意図も、彼らの証言だけを採用して自願残留だと認定した政府の責任追及も曖昧になってしまふ。しかしながら、「政府が議会で我々の『現地除隊』を認めたことは、実はその反面で『太原組は現地除隊の日から国民党軍の捕虜となっていたのだ』ということとを証明してくれたことになる」(七頁)とまで述べている。運動の成果を優先して加害者だった側面を薄めた結果、「棄兵」の立場から政府に戦争責任を迫る回路を自ら閉じてしまったといえる。

この姿勢は一時的なものではなく、七一年段階でも変わらない。恩給法の改正を受けて、以下のような報告が行われている。

残留は実質上抑留と見られるので(又は外国政府による留用)改めて資料を整

え、恩給局へ申請してはどうか。(略) 本部では沖勇氏を代表として更に詳細な調査を進めており、可能性は五分五分だが、今後の資料と証明がなされれば十分可能性がある(問題は上司の命令による残留としての証明がどのようになされるのかである)。

ただ、この時期は中国文化大革命に伴う中帰連組織の分裂、混乱のせいも、具体的にどのような活動を行っていたのかを確認することができない。

七五年八月末には太原組初の全国集会が開かれている。本部で戦争体験の出版活動を展開することになったのを受けて、太原組でも残留問題について出版物を作るための準備会合だった。その場で身分問題についても議論されたことが記録に残っている。「捕虜の身が徴用により名目上現地除隊という事務上の手続きをとったに過ぎず、あくまで軍人の身分であることは間違いない事実なので、今後課題として取り組むことにした」。捕虜であったという認識は維持されており、取り組みの継続が確認されるが、具体性に乏しかった。この会議には九〇年代の運動の一員となる百々和や住岡義一も参加している。

八〇年代の会報では、身分問題には殆ど触れられていない。文革の終結に伴い、中国の元管理所職員の歓迎行事や分裂した組織の統一に忙殺されていた時期であることもその一因であろう。同時に、二〇代前半で敗戦を迎

えた元戦犯も定年退職を迎え、太原組による山西省訪問の旅なども複数回実施されている。しかし、現地での謝罪と友好が目的で、身分問題についての記述は殆ど見られない。

(二) 西陵組について

史料の制約はあるものの、六三年や九〇年代以降の会報を検討する限り、帰国直後を除けば、会として身分回復に向けて具体的かつ組織的な行動を十分に展開できなかったと総括されている。帰国者代表で国会証言にも立った湯浅質治会長が、地方議員としての活動に軸足を置いていたことも停滞の要因にあげられている。

帰国後一〇年目にあたる六三年五月に「特別号」として刊行された会報「西陵」は、同年一月に第六回新年懇親会が開かれ、四六名の参加があったと記している。

懇親会で出された意見の中でまず目を引くのが、会の運営基盤の脆弱さを懸念する声である。当初の一〇年間は会費も徴収できず会報発行も不定期で、主な活動は新年の懇親会だけだった。各自の生活基盤も安定しつつあるため会費を徴収し、月一回の会報の発行が提案されている。

また、身分問題の解決のためにより活発に動くことを求める声や、この運動の性格や困難さを指摘する意見も上がっている。

身分問題については、単に経済的要求団体ではないことはみんなが知っている通りである。また日本政府が、身分問題

について簡単に認めることは考えられないこともご承知の通りである。期待できるのはわれわれ自身である。

残留時の戦闘で右目を失明した菊地一郎は、年一回の懇親会の開催だけでは先細りするのではないかと懸念している。これに対し湯浅質治はこう応じている。

友の会は身分問題に端を発して結成されたのであるが、この一年間は何ら申し上げるような活動のなかったことをお詫びします。しかし身分問題は決して放棄したのでなく、更に検討を深め強力に推進させたいと思います。

また、地方在住者からの懇親会欠席の通信には、当時の生活難や地方が抱える困難がよく表れている。「昨年一年は病氣、ケガにて生計赤字のため不参加いたしました」（福島太田弘）、「県下の同志の消息を掴み難い現在、出席できないことを残念に思っております」（鹿児島 増田温）。

「身分問題の闘いをすすめるために」と題するコーナーでは、帰国後一〇年の足跡を振り返りながら今後を展望している。「私たちは対中央政府、対政府地方機関におこなった交渉と平行して、有力なる団体、国会議員、報道関係者、個人、戦死した友人の遺家族に強制残留に対する経過と真相を訴え明らかにした」。その結果、国会証言の機会を得たり、戦死者への特別手当を獲得したりしたものの、

遺族の一部まで参加した身分問題の闘

いも、闘いの性格や方向についての理解の不充分さから、きびしい現実を掴みきれず、思想上での闘いの姿勢は全体として経済的要求を脱しきれず、加えて生活を営むうえでの制約もあって、闘いの行動力は徐々にうすれてゆき、西陵友の会の活動は沈滞に陥り入った。

ここまでは、中帰連太原組とも共通した状況に置かれていることがわかる。ただ、現地除隊措置解除のための取り組みが軍人恩給の要求という形式を取らざるをえず、被害者の立場に甘んじることの問題性を認識している点は太原組とは異なっている。この限界を乗り越える方途として、民主勢力との共同戦線のなかで解決を志向している点でも違いは明確である。

現在日本国民は民主主義的権利を抑圧する戦争政策と断呼として闘わなければ、どんなささやかな経済的要求も実現できない。こうした状況のもとで、私達の闘いは国会でおこなわれた証人喚問の時期を境として、政府の政策と正面から対決するところとなった。勝利は日本政府の過去の侵略戦争と責任をあまさず追及し、現政府の侵略的対外政策の変更と国内政治の民主化をかちとることによって得られる。このことは、私たちにみずからの要求をひっさげて、広く統一戦線の方角で闘う必要のあることを教えている。

六〇年安保や前年のキューバ危機といった

国内外の緊迫した情勢下での高揚感が表れた文章だが、加害認識を国民レベルで共有し、政府の戦争責任を追及することで身分問題も解決が図られるという方針が掲げられている。もちろん、こうした方針は、「中共帰り」だとして嫌がらせを受けていたことを考えれば、やや素朴な側面があるといえる。「見てきた中国のありのままの姿を、具体的に日本国民に知らせるのみでなく、最近の進みつつある中国の姿を知らせる努力をしなければ十分とはいえない」という主張にも、前々回に検討した平野零児がしたような伝え方の工夫に乏しい面がうかがえる。

九〇年代以降の史料でも六三年段階の方針が貫かれている一方で、具体的な活動はそれほど展開されてこなかったことが記されている。帰国後から現在に至るまで一貫して運動を支えてきた仙波藤吾は、九〇年代の本格的運動の開始にあたって、「思えば、帰国して三〇数年、身分問題解決の悲願は空しく日を重ねてきました」と回想している。また、病気のため九二年に退任した湯浅会長のあいさつも空白期を回想している。

帰国当初は、地方に帰られた人々も、東京在住者も、中央に集中しておりましたが、私達は、まず生活の確保から逃れることは出来ない、(略)この闘いが中心になっていくことは止むを得なかったのであります。従って、地方も中央も「身分問題」の取り組みは疎かとなり、やが

ては中央と地方の関係は疎遠となりがちになりました。(略) 現在「会員は」一
二〇名ほどに減って来ました。

しかし、こうした停滞を取り戻すかのように、九〇年代の運動には西陵組から多くの参加者を生んだ。

(三) その他の残留者団体

各地の元残留者の団体が結束して運動を展開することを目的として、九一年には全国山西省在留者団体協議会(以下、全国協議会)が結成された。二二団体をまとめ上げ、運動の牽引役となったのは、独立混成第三旅団(独混三)を母体とする「晋西会」と、独立歩兵第一四旅団(墨兵団)を母体とする「山西残留を語り継ぐ会」だった。これらの団体の八〇年代までの歩みを簡潔に振り返っておこう。「晋西会」は、太原組戦犯で懲役一五年の有期刑を課され、六三年九月とかなり遅い段階で帰国した相楽圭二が中心者だった。相楽は残留期の最終段階では日本人部隊の参謀長を務めた。中帰連太原組ではあるが、八〇年代までに中帰連としての会議や活動に参加した形跡は殆ど見られない。独混三には相楽のいた福島県など東北出身者が多く、周辺の中帰連太原組(金子伝、橋本三朗、羽鳥猛次、山口喜代美ら)を中心にして八五年一〇月に「晋西会」を結成し、独自に身分問題に取り組んでいた。八九年、九一年に私家版ながら相次いで資料・証言集を発行し、資料面でもその後の運動の礎を築いたと言える。これらの書

籍は身分問題の不当性を告発する内容が中心で、先に見た中帰連中央の太原組に見られたような「転換」の形跡はない。

相楽自身が記した文章にも、管理所で経験した認罪との関係性をうかがい知る史料は少ない。その中で、九〇年一月に開かれた西陵友の会総会に相楽が特別参加した際の挨拶に関する「西陵」の報告が注目に値する。全国協議会結成の直前で、協力して運動を進めることを呼びかけるための参加であった。

相楽氏より山西残留について「命令によって皆さん方に残留を強いた」と、このことに遺憾の意を表し「自分も政府が自願残留の措置をとられたことに抗議し、公務認定に訂正させる運動を進めたい」という挨拶に会場は激しく、歓迎の拍手となりました。

残留の首謀者とはいえない立場ながら、元参謀長として残留軍を指揮した立場に一定の責任を表明している。「棄兵」化された被害者の立場からの運動の根底に、加害者としての一種の自覚があったことが読み取れる。末端兵士らが多く、かつ加害者としての立場を保持し続けてきた西陵組に、相楽の挨拶が受け入れられている点も注目に値する。

もう一方の「山西残留を語り継ぐ会」は、残留特務団第六団の元残留兵らが行っていた慰霊祭に端を発する。太原が陥落して残留が終焉した四九年四月から数えて三三回忌にあたる八一年に第六団の戦没者慰霊祭を行うこ

とが計画され、八〇年に会の前身にあたる準備会を結成した。その後も二年に一度慰霊祭を続けるなか、日本山西省友好協議会、晋西会や西陵友の会等の残留兵団体との連携を構築する取り組みにも熱心だった。同会の九一年の名簿には晋西会や西陵友の会の会員も含まれていることから分かるように、第六団の枠を越えようとしており、後の全国協議会の母体となっていく。九〇年四月にはすべての残留戦死者のための慰霊塔を兵庫県浜坂町の天隣寺に建立した。この際、残留者関連の二〇団体が集まり、翌年に二二団体で全国協議会を結成し、請願・陳情活動を開始する基礎を作った。

同会を中心にしたこうした拡がりには、県庁勤めで行政手続きに詳しい藤田博代表の実務能力と包容力によるところが大きかった。藤田は八四年に五八歳で定年になるまでは仕事一筋で、その後は「罪滅ぼしのための二〇年」だったと振り返っている。二二団体が集結したのは、意見に違いがあっても結束することの大切さを認識していた藤田の手柄による部分が大いという見方は、関係者の多くが証言するところである。

藤田は四八年に帰国しているため抑留を経験していないが、軍の問題点に関する認識は戦犯組と共通する面がある。自身の戦争体験記でも、戦地で食料や物資が不足する時には「現地調達」との名目で「食料や家畜は略奪され、証拠隠滅のため焼き払い、逃げ遅れた

住民は皆殺しにされるといふ残酷きわまるもの」だったと振り返っている。他方で、運動を進める上では「日本国民の悪いところはあまり出さず、亡くなった人は気の毒だ、我々はせめて生かされて有り難いということ、感謝の気持ちで慰霊をしよう」と、そして困っている人は助けようじゃないかという気持ちで始めた」と証言している。事実、慰霊活動のための団体として始まった同会で、残留婦人・孤児の帰国を支援するなど活動の枠を拡げてきた。加害の側面や天皇制が存続していることへの問題点等は認識しつつも、どちらかといえば被害者としての、そして被害者のための運動に重点を置いていたといえる。

九、事実に向き合わない行政・司法との闘争

米ソ冷戦が終結し、従軍「慰安婦」問題をはじめ戦争責任問題が注目を集めていた九一年一月、残留兵の身分問題の解決に向けて全国協議会が結成された。残留期の象徴的な存在である相楽圭二が会長に、行政手続きに詳しい藤田博が事務方に就いた。運動に拡がり、と連帯が必要だと考えて行動してきた人物が立役者となった形である。発足と同時に相楽や藤田が先頭に立って国会での陳情・請願運動を繰り返した。協議会の活動経緯の詳細については奥村和一らの先行研究に委ねるが、大きく整理すると、九一年から〇一年二月ま

でを「行政闘争期」、〇一年五月の提訴から最高裁で敗訴する〇五年九月までを「法廷闘争期」とすることができ。なお、会長の相楽圭二は九四年七月末に七八歳で逝去し、藤田博が後を継いだ。

(一) 行政闘争期

九一年からの数次にわたる国会請願で全国協議会の趣旨を理解し、請願書の採択を提案したのは主に革新系野党だったが、「多数を占める与党の賛成を得るには至らなかった」。こうした経験を踏まえ、与党自民党への働きかけが不可欠との判断から、軍恩連盟全国連合会の会長でもあった海老原義彦参議院議員に陳情し、九七年六月に請願書が採択された。これを受けて、同年九月の参議院決算委員会と同議員が山西残留問題を取り上げて政府を追及した。小泉純一郎厚生大臣(当時)が留保付きながら前向きな姿勢を示したことから状況が打開し、「これまで『門前払い』されて来た本籍地県庁への『旧軍人普通恩給請求』の道が開かれた」。これを受けて、当初は〇〇名ほどの元残留兵が恩給請求書を提出したが、総務庁恩給局からの回答は五六年段階の見解を越えることなく「棄却」された。これに対して「異議申立書」の提出、さらに行政不服審査法に基づく「審査請求書」「反論書」の提出などを繰り返したが、最終的に〇一年二月に総務大臣から請求棄却の通知が届いた。これにより、行政を相手取った解決の道が事実上閉ざされた。

この間、全国協議会の藤田博や奥村和一らが精力的に資料の収集・整理を行い、五六年段階の厚生省の見解を覆す証拠資料の提出も行ったが、行政側は資料に向き合う姿勢さえ見せず、頑迷な姿勢は一貫して変わらなかった。藤田は「請願・陳情活動をずっと十年ほど続けて、厚生省の誠意がないのに辟易した」と振り返っている。

この時期の元戦犯団体の動向を確認しておこう。中帰連太原組は、八〇年代の長いブランクを経て、全国協議会結成直前の九一年一月の会報で身分問題を再び取り上げている(湯浅謙「太原組山西残留身分保障問題に糸口」)。冒頭で「私達の残留問題は長い間放置されたままでしたが」と断わった上で、近年に入って晋西会等が資料集を刊行し、事実解明に向けた調査活動が進んでいると報告している。これ以降、しばしば国会請願の進展状況について報告されるようになる。

九一年七月の会報一六号では、太原組戦犯二五名から全国協議会への活動経費が拠出されたことが報告されており、当事者の関心の高さが伺える(一九頁)。少し間を置いた九七年一月の会報四二号では「山西残留補償問題前進する」との見出しで、小泉厚生大臣の答弁を紹介し、個別に恩給請求書を提出することになったと報告している。その際、申請書には「残留命令書を貼付して、強制の事実を明にさせるべく引き続き運動中です」と

あり(三三頁)、六〇年代以降に見られた「捕虜としての補償要求」論は影を潜めている。会報四三号(九八年二月)には、石塚鶴雄、森原一、荒井新一の三名の元戦犯が手続きを進めていることが報告されている(一九頁)。行政闘争が終息した直後の〇一年二月の会報五五号では、湯浅から「山西残留問題につき、長期に亘る国会闘争がダメになったので、裁判闘争に踏み切るべきか、悩んでいる」と報告されている(二〇頁)。同年六月発行の会報五六号では、裁判に臨む意義が記されている。

この仮では山西残留は命令違反者または逃亡者として歴史に残ることになりま。軍の命令により国家の為と信じ、命令に従って後衛尖兵となった若き将兵が犯罪者扱いを受け、人権を剥奪され、残留命令を下した戦犯者となるべき軍首脳が免責されており。この様な不当な現実に私達山西残留者は断じて承服できません。山西残留者の名誉と人権を守り日本国の正義を守る方法は裁判所に提訴する道しか残されておりません(二七頁)。

原告団一六名のうち、中婦連からは村山隼人(原告団長)、金子伝(副団長)、石塚鶴雄、住岡義一が参加することになった(二八頁)。

このように、運動の経過報告が中心で、「軍命残留は誤認」という六〇年代以降の主張がなぜ再転換したのかは明らかではない。太原組の世話役だった湯浅謙は、かつては撫順組

が進めた補償要求に対して「賛成できない」と発言しつつも、太原組では「捕虜としての長期抑留」への補償運動を取りまとめ、同時に自身は九〇歳を過ぎても生体解剖の加害証言を続けていた。軍医だった湯浅個人は自願残留だったと認識している点を差し引いてもなお、自身の加害者性と被害者性の両極を揺れ動いていたといえる。つまり、証言活動は加害者として、身分回復運動は被害者として臨んでいたと考えられる。

事実、湯浅は中婦連代表として全国協議会の会議には最後まで頻繁に出席していたが、各種資料を通じて、中婦連としての意見や態度を確認することは殆どできない。藤田博は湯浅謙について「方針案をまとめて皆さんに諮って、これでいい、上出来だと言ってくる人だった」と評している。

他方、「西陵」でも全国協議会発足後の経過報告や請願の意義、運動の推進方法などが毎回詳しく報告されている。湯浅質治会長が九二年末に退任した後、事務局長の菊地一郎や幹事の仙波藤吾らが協議会行動の中心となっている。二代会長の菅原捨七は、相楽圭二の逝去の際には、その献身的な行動について賞賛すると共に、問題解決にあたっては政府の加害責任を合わせて追及する姿勢が不可欠であると述べている。

私達の運動を取り巻く情勢は厚生省の頑迷さに表れております。がそれなりの理由があるのではないかと思われれます。

根底には、今日なお、あの軍国主義が犯した誤り—侵略戦争を侵略と認めないというところにあるように思われます。

また、菊地一郎は、九四年十一月の同会の総会で、運動方針をめぐって以下のような活発な意見が出されたことを報告している。

国会請願・陳情も大切だが同時に署名運動・座り込みも必要ではないか、戦争問題研究会の学者によるシンポジウムを開くのもよい、主要駅頭でのビラまき、(略)各自身近なところより小集会を積極的に組織し又地域での戦争を語る集会には積極的に参加し山西残留の真相を話す必要がある。

ただ、認識面では警戒感を表明する声もあった。柳田武三は「(全国協議会の)二十一団体は、それぞれ性格の異なった団体で、「西陵」友の会」の性格と同一ではありません」と指摘している。加害認識が曖昧な団体もあり、単なる被害者としての運動に陥りかねない側面を懸念している。

(二) 裁判闘争期

二〇〇一年五月、一連の行政処分取消を求めて、総務庁恩給局を相手に提訴に踏み切った。特務団編成を命じる第一軍の電報など有力な証拠も発見されており、行政はそれらに取り合おうとしなかったものの、裁判で適切に審理されれば勝るといふ見込みを有していた。藤田は全国協議会の雰囲気として、「これだけはつきりしたもの(証拠資料)」

があるのだから、これでいける、いけて当たり前だ、という意見の方が強かった。僕もみな意見にも同調しましたね」と振り返っている。また、証拠資料の収集で大きく貢献した奥村和一も「私は請願や陳情をつづけていけば、そのうち政府はわかってくれるものだと思いますので、証拠がこれだけ揃っているのだから、日本兵として戦ったということを確認してくれる。まあ半分はそんな簡単にはいかないだろうと思っていましたけど」と述べている。

その一方で、陳情・請願運動、裁判闘争のどの段階でも、運動の現場には常に元残留兵ら自身の姿があるだけで、支援者の姿は殆どなかった。マスメディアからも取り上げられる機会は少なく、「孤立無援」といえる状況が続いていた。残留兵の身分問題と同型の構造にある問題として、シベリア抑留問題や残留孤児問題等がある。その補償運動の現場では、市民派弁護士、学者、平和運動家等の支援者が献身的に支えていることも少なくない。当事者の苦難や問題意識を多くの市民と共有することで、政府や社会が向き合わざるを得ない環境が作られていった。そうしたアプローチを検討しなかったのかどうか藤田に尋ねたところ「私はそういう論法だった」、「マスコミに対するPRをもっとしなければいけないと考えて、大阪の新聞各社、大手から地方新聞、テレビ局まで資料をもって全部回りました」という。ただ、会長任せで運動には発

展しなかった。その理由として、第一にマスコミが思うように取り上げてくれず、それならば請願・陳情の方に可能性があると考えたこと、第二に残留兵個々人の状況、つまり高齢、病氣、地方在住、運動経験の不足といった事情をあげた。そう説明した藤田は「それが」普通なんです。だからそれを悪いというのは酷になる」と付け加えた。こういった状況認識があったからこそ、証拠を収集し、突きつける方向性に望みを託していたともいえる。

奥村も、自身が属する晋西会で、行政・裁判闘争の経過など基本的な情報さえ伝達されていない空転状況を嘆き、自らニュースレター「江古田からの便り」の編集・発行を買って出ている。同誌は事実上、全国協議会の会報の役目を果たした。

このように、高齢化、資金難、関心の低さといった内外の困難を抱えながら、「証拠」と裁判官の「見識」に一縷の望みをかけ、葉をもすがらる思いで裁判闘争を闘ってきたことが分かる。

他方で、こうした内外の状況論的制約とは別の観点から問題提起をした団体があった。二〇〇〇年末から活動を再開した西陵友の会である。焦点となったのは、提訴の際の趣意書だった。新たに会長となった山下正男は、現地除隊措置の取消を求める提訴自体には賛同するものの、残留の性格付けには異議を唱えた。すなわち、趣意書や訴状では、残留兵

とは山西省にいた日本軍・民間人を無事に復員させるための「後衛尖兵」であり、そこに共産党軍が攻撃を仕掛けたことで取り残され、「好むと好まざるとにかかわらず中国内戦に巻き込まれること」になったと説明されている。これに対し山下は、「後衛尖兵」なる概念は残留の「首謀者の一人である岩田清一参謀が残留部隊の使命と目的を隠すために使ったもの」だと述べる。残留時に岩田の側近だった山下は、岩田が唱える残留の理念の本質が「祖国復興」にあることを知る立場にあった。したがって、「後衛尖兵」と称した残留部隊は、閻錫山の山西省統治維持のために中国人民解放事業を阻止する反共武装部隊であるとともに、中国再侵略を企んだ日本軍国主義が大陸の一角山西省に温存させた前衛尖兵であった」と主張する。こうした観点に立てば、「残留部隊と将兵たちの行動を『国のため』と美化し、顕彰したりするのは、まったく誤り」であり、残留兵を英雄視しようとする右翼団体の「動きに乗せられる危険がある」、「これでは国内外の世論の支持を得ることはできない」との問題提起を行った。同会は、先に見た通り、従来から自身の加害者性を自覚して行動することを基本姿勢としており、その一貫した立場を表明したものと見える。

しかし、全国協議会内部ではこの問題提起がうまく受け止められずに、「原則論」あるいは「手続き論」だと捉えられ、提訴を不可能にさせかねない「逆風」だと映った。先に

見たように藤田も奥村も、当然山下も加害と被害の両面を認識していなかったわけではない。軍命の有無を争う訴訟である以上、被害者の立場から訴えを構成するしかない点、恩給の要求は軍や政府の責任を明確にするための「方法」にすぎないことについても、全国協議会内部で共通の見解であった。

また、西陵友の会の側も、具体的な方針としては「大きな国内外の世論で日本政府を包囲孤立させることが問題解決の決め手」であると主張するにとどまり、裁判の進め方といった次元での提案ではなかったため、この問題提起が全国協議会全体で共有されるには至らなかった。むしろ、当事者からの聴き取りを踏まえると、何が問題とされたのか、何が理解されていないのか、それぞれが明確にはならないままだったのであるかと考えられる。奥村がこの問題提起を意識して「裁判を通じ『周囲を取り巻く運動の高潮』を生み出せたらと考えて」いたと応じているところに、すれ違いがよく表れている。このズレが何を意味するのは、裁判闘争の終結後に公開された映画『蟻の兵隊』が大きな注目を集めたことにより明らかになる。

訴訟は行政闘争の際と同様の展開で「証拠」資料の検討に十分踏み込むことなく、最終的に〇五年九月に最高裁で敗訴した。三度目の「棄兵」処分である。全国協議会は再審請求の含みを残しつつ、まもなく解散した。

おわりに 映画『蟻の兵隊』にみる加害と被害

裁判闘争も終盤に入っていた二〇〇四年四月、奥村和一が映画監督の池谷薫に出会った。それから二年後の夏に、山西残留問題を扱った映画『蟻の兵隊』が上映された。映画の反響について、池谷は「東京渋谷のミニシアターで一週間のロングランを果たすなどドキュメンタリー映画としては異例のヒットを記録し、その勢いは全国に広がった。勝手連的な応援団『蟻の兵隊を観る会』が結成されたことも、成功の大きな一因となった」と紹介している。大学生ら若者が上映会を企画するなど、山西残留問題がはじめて当事者の枠を大きく越えて注目を集めた。裁判闘争にはなく、映画には備わっていたものとは何か？

最初に映画を撮りたいという連絡を受けた奥村は、「なかなか裁判に注目や関心をもってもらえ」なかった状況のなか、「これほどありがたいことはないという気持ち」だったと回想している。ただ、この時点では「山西残留問題の裁判を中心にした映画になるのだと思」っていたという。

しかし、完成した映画は、主人公の奥村が戦争中に行った加害行為に向き合う旅の様子を大きく取り扱っていた。奥村がこの一五年間こだわってきた軍命の存在証明は控えめな扱いにとどまった。残留兵の身分を偽装させ

た山西残留の実相や、彼らの身分を回復しようとしめない国家の酷薄さが前面に出ているわけでもなかった。むしろ、無念を抱えて今も政府を相手に裁判を続けている「棄兵」が、戦場では何をしたのか、そしていかにそれに向き合おうとするのが主題だった。

池谷としては、残留問題は非常に複雑で、映画として「どうまとまりをつけるかむずかしい」と考えると同時に、「映画として多くの観客に観てもらうためには、史実の検証を超えた普遍的なテーマが必要だと考えていた」。そこで、奥村という個人を描くことで「戦争と人間」というテーマにたどり着くことができるとではないか、かつての加害に向き合おうとしている奥村ならそれができると考えた。池谷からすれば、棄兵は被害者としての側面だけを描いてはいる種の普遍性には到達できず、被害者でありまた侵略兵に加害者としての側面を同時に描くことではじめて、多くの観客を魅了する普遍性を獲得できると考えていたことになる。

奥村自身も池谷に捕虜虐殺の現場に行かないかと提案された時に「行かなければならぬ」ところでしようね」と応じたことから分かるように、棄兵は被害者としてだけでなく、加害者としての自分にも向き合う必要性を感じていたといえる。

映画の上映会を支えた若者たちや観客が強い印象を受けた部分も、被害者でもあり加害者でもある奥村の姿そのものだった。

他方で、請願・陳情や裁判という形式を採った運動であったとはいえ、これまでの奥村は棄兵＝被害者として尊厳回復の取り組みを続けていた。西陵農場での戦犯教育と帰国後の経験を通じて明確な加害認識を持つてはいたものの、被害と加害はうまく結びつけられることなく、いわば「別人格」のような形で切り離されていたのである。だから、加害者に軸足を置く山下正男の問題提起に対して、裁判闘争という枠内ではうまく理解することができず、抵抗さえ感じたといえる。

しかし、映画の撮影のために加害の現場を訪れ、中国人戦争被害者に向き合うなかで奥村は、自分の内面に無意識に戦前の思考がよみがえっているのに気付いた。「あれほど憎んでいた日本軍の思考がまだ自分のなかに残っている」と知ったときは「ごくショックでした」⁽⁸⁾。それは加害者性と被害者性は実際には切り離して別々に棲み分けられるものではないことに気付く瞬間でもあった。そして、これまでのように被害者性と加害者性のいずれかを解消することなく、両者に引き裂かれたままの自身の「あり方」を受け入れることにしたのである。それを池谷監督は「普遍性」と表現し、若い支援者らは「今の問題」でもあると感じた。

身分回復運動はそれまで主に被害者の立場を前面に出す形で進められてきた。山下の問題提起はそれがやむを得ない面を了解しつつも、加害者性を捨象しては普遍性に到達しな

いことを内省し続けようと呼びかけたものだった。事実、裁判闘争は最後まで「孤立無援」を脱しきれなかった。他方で、加害と被害に引き裂かれた「一人の人間」として奥村ら残留兵を描いた映画はある種の普遍性を獲得できた。西陵友の会が不十分ながら問いかけたかったのはこの点だった。山下は加害の側に、奥村や藤田は被害の側に軸足を置き、ともすれば引き裂かれた状態を解消してしまいかねない点では共通していた。

ただ、奥村にとって加害と被害をどう結びつけるのかは最後まで明確にはならなかった。加害者性と被害者性との関係について問われ「両方同じことですから。人を殺す教育を受けて戦争をして、そして残留して戦争を続けるわけでしょう。だから、これは切り離された問題ではなくて、一体化している問題なんです」と応じるにとどまっている⁽⁹⁾。

映画の印象を藤田博にも尋ねてみた。

途中で奥村君が昔の軍隊の時の言動と同じようなことを喋っているのを観て、はじめは「要らんこと言わんでもええのに」と思ったけど、「戦争のことを」分かった人間はそう思うけど、そうではない全然何もわからない人にはやっぱり「(こう)した場面が」必要なのかなあ、必要だなあと、僕も途中でね、感じました⁽¹⁰⁾。

加害認識を明確に持ち続けた元戦犯も、様々な制約からそれを前面に出せなくなつた元兵士たちも、加害と被害に引き裂かれたま

ま存在し、運動を展開する可能性について十分見通せているとは言えない側面がある。それは日本の平和運動が抱え続ける課題であり、われわれの課題でもある。

(いしだりゆうじ／亜細亜大学)
(ちゃんほんは／明治学院大学)

(1) 柳田武三「回想記」(「西陵」西陵友の会「会報」一六号、一九九一年二月) 四頁。帰国船の中で知らされるケースもあった。

(2) 同上。

(3) 国会証言については議事録のほか、米濱泰英「日本軍「山西残留」 国共内戦に翻弄された山下少尉の戦後」(オーラルヒストリー企画、二〇〇八年)、池谷薫「蟻の兵隊 日本兵二六〇〇人山西省残留の真相」(新潮社、二〇〇七年)を参照した。

(4) 厚生省引揚援護局未帰還調査部「山西軍参加者の行動の概況について」一九五六年二月三日。

(5) 政府のこうした頑迷な対応の背後には、軍命での残留を政府が認定すれば、ポツダム宣言に反する行為を公認することになるという問題があった。

(6) 染谷金一「軍司令官に見捨てられた残留将兵の悲劇 中国山西省太原・大同」(全貌社、一九九一年)。

(7) 米濱前掲書、池谷前掲書だけでなく、西陵友の会や中帰連もそう認識している。

(8) 太原組戦犯の世話役だった湯浅謙の所蔵史料から、陳情の結果は不明。

(9) 「前へ前へ」(「中国帰還者連絡会」会報、

三四号、一九六四年二月）一三頁。

(10) 城野宏「山西独立戦記」(雪華社、一九六七年)。

(11) 「前へ前へ」三五号(一九六五年一月)六頁。

(12) 同上、七頁。傍点強調引用者、以下同。

(13) 相楽圭二「供述書」(一九五四年一月二七日)、中央档案馆編「日本侵華戦犯筆供」(第三卷)(中国档案出版社、二〇〇五年)四七七頁。

(14) なお、こうした大幅な見解変更の背景には、中帰連で多数派を占める撫順組戦犯が当時長期抑留に対する補償運動を推進していたことを考慮しておく必要がある。ただし、本部役員だった湯浅謙はその運動について、「率直に言って補償要求には賛成できない。(略)この経済闘争を強化すると真の闘争を忘れるおそれがある」との意見を表明していた(「前へ前へ」三二号、一九六四年一月、八頁)。

(15) 「前へ前へ」五〇号(一九七一年二月)一〇一―一一頁。

(16) 「前へ前へ」五五号(一九七五年二月)八頁。

(17) 中国帰還者連絡会編「帰ってきた戦犯たちの後半生 中国帰還者連絡会の四〇年」(新風書房、一九九六年)。

(18) 「西陵」一七号(一九九一年五月)二頁。

(19) 「西陵」一九号(一九九四年一月)三頁。

(20) 残留特務団実録編集委員会編「元第一軍特務団実録」(私家版、一九八九年)二二〇頁。

金子らは中帰連との接点を持っていた。

(21) 全国山西省在留者団体協議会編「山西残

留の実相」(私家版、一九九一年)。

(22) 「西陵」一六号(一九九二年二月)一頁。

(23) 藤田博からの聴き取り、二〇〇七年二月および二〇一一年八月。

(24) 百々和(二〇〇九年六月)および奥村和(二〇〇八年七月)からの聴き取り。

(25) 藤田博「山西省の支那派遣軍で 私の戦争体験から(二)」(「日中友好新聞」(加古川版)七一号、二〇一一年二月)。

(26) 藤田博からの聴き取り、二〇〇七年二月。

(27) 藤田博「山西省の支那派遣軍で 私の戦争体験から(五)」(「日中友好新聞」(加古川版)七五号、二〇一一年六月)。

(28) 奥村和二編「江古田からの便り」第一号、二〇〇一年一月からの各号のほか、池谷前掲書、二〇〇一―二二頁を参照。

(29) 奥村和一「恩給請求」交渉の経緯(一九九七年―二〇〇一年)。(奥村和一編「江古田からの便り」第一号、二〇〇一年一月)二頁。この段落は同資料に基づく。

(30) 奥村和一・酒井誠「私は「蟻の兵隊」だった 中国に残された日本兵」(岩波書店、二〇〇六年)一三三頁。

(31) 藤田前掲の聴き取り。

(32) 「前へ前へ」第一四号(一九九二年一月)二二頁。

(33) 吉開那津子・湯浅謙「消せない記憶 日本軍の生体解剖の記録」(日中出版、一九八一年)一六〇頁。

(34) 藤田博からの聴き取り、二〇一一年八月。

(35) 「西陵」二〇号(一九九四年九月)一頁。

(36) 「西陵」二二号(一九九五年一月)三頁。

(37) 「西陵」一七号(一九九一年五月)四頁。

(38) 九六年に入ると会長と事務局長が病を抱え、会の活動や会報の発行が止まり、会員間の連携も停滞した(「西陵」一号、二〇〇一年一月、三頁(数年間のブランクを経た後、第一号として再出発した))。

(39) 藤田博からの聴き取り、二〇一一年八月。

(40) 奥村・酒井前掲書、一三五頁。

(41) 奥村和一ほか「座談会 私を、人殺しに仕立て上げたあの戦争」(「週刊金曜日」六一六号、二〇〇六年七月二八日)五六頁。

(42) 藤田博からの聴き取り、二〇一一年八月。

(43) 前掲「江古田からの便り」一号および二二号(二〇〇二年一月)。

(44) 「西陵」四号、二〇〇一年七月、五―八頁。

(45) 前掲「江古田からの便り」一号、七頁。

(46) 前掲藤田および奥村からの聴き取り、山下正男からの聴き取り(二〇一二年一月)。

(47) 前掲「江古田からの便り」一号、七頁。

(48) 池谷前掲書、二二三―二四頁。

(49) 奥村・酒井前掲書、一四四―一四五頁。

(50) 奥村・酒井前掲書、一四八頁。

(51) 奥村・酒井前掲書、一四八頁。

(52) 奥村その他前掲「週刊金曜日」。

(53) 奥村・酒井前掲書、一六五頁。

(54) 奥村和一ほか「座談会 戦争とは何か、戦争を語り継ぐとは何か 映画「蟻の兵隊」をめぐる」(「世界」七五六号、二〇〇六年九月)二二二頁。

(55) 藤田博からの聴き取り、二〇一一年八月。

特集 「慰安婦」・軍隊と性暴力の最新の研究を読む(2)

- 『二〇年間の水曜日』……………川田文子 2
- 「植民地公娼制度」・女性の家族外就労と「慰安婦」問題
……………小野沢あかね 8
— 早川紀代『戦争・暴力と女性3 植民地と戦争責任』吉川弘文館(2005年)から —
- 『ナショナリズムの狭間から』を読んで……………上杉 聰 14
- フェミニズムの射程……………早川紀代 20
— 宋連玉『脱帝国のフェミニズムを求めて 朝鮮女性と植民地主義』をよむ —
-
- 「極東国際軍事裁判記念館」設立について……………春日恒男 25
- 新聞の戦後責任……………池谷好治 31
— 一般戦災者援護に関する論調の軌跡 — (上)
- 「戦時性的強制」被害者、韓国憲法裁判所で勝訴……………戸塚悦郎 41
— 2011年8月30日決定の意義と日韓関係の未来
- 米軍接收資料の返還と七三一・細菌戦資料の行方(下)……………近藤昭二 49
- 新たな段階を迎えた細菌戦研究訴……………波多野澄雄 58
— 「金子順一論文」が明かす「ホ号作戦」の実相

【資料紹介】

- ダバオ、バリックパパン海軍航空基地第二設営班慰安所の資料
……………藤原義一 63
- 【連載】加害の語りと戦後日本社会③……………石田隆至・張 宏波 67
「棄兵」たちの戦後史(下) — 「加害者」である「被害者」として
- 【連載】歴史観×メディア=ウォッチング⑤⑩……………高嶋伸欣 79